（職業安定課の所掌事務）

第七百八十六条　職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること（職業対策課及び訓練課並びに訓練室の所掌に属するものを除く。）。

五～十三　（略）

２・３　（略）

（需給調整事業課の所掌事務）

第七百八十八条の二　需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関すること、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関すること並びに職業対策課及び訓練課並びに訓練室の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（需給調整事業第二課の所掌事務）

第七百八十八条の七　需給調整事業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関すること、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関すること並びに職業対策課及び訓練課並びに訓練室並びに需給調整事業第一課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

四　政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関すること（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。

（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正）

第七条　次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十三条の厚生労働省令で定める基準等） **第四条**　法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。 イ～チ　（略） リ　次のいずれにも該当しないこと。 (1)　（略） (2)　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第四条の五第三項に規定する求人の申込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。）。	（法第十三条の厚生労働省令で定める基準等） **第四条**　法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。 イ～チ　（略） リ　次のいずれにも該当しないこと。 (1)　（略） (2)　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第四条の三第三項に規定する求人の申込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。）。